

町田市社会教育委員の設置に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 3 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市社会教育委員の設置に関する条例

町田市社会教育委員の設置に関する条例（昭和33年10月町田市条例第51号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、町田市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（職務）

第2条 委員の職務は、社会教育法第17条の定めるところによる。

（定数）

第3条 委員の定数は、8人以内とする。

（委嘱）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）学校教育の関係者
- （3）社会教育の関係者
- （4）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（任期等）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 町田市教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解職することができる。

3 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

（臨時委員）

第6条 町田市教育委員会は、特別の事項につき必要があると認めるときは、臨時に委員を委嘱することができる。

2 前項の委員の任期は、その任務が終了したときまでとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町田市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。